

2019年1月8日

通学定期乗車券を利用している学生各位

学生サービス課

### 通学定期乗車券購入証は、通学証明書に変わります！

通学定期乗車券購入に係る証明書の変更について（通知）

通学定期乗車券（以下「通学定期券」という）を購入する際は、教育機関等が発行する証明書が必要となります。

本学では、通学のために公共交通機関等を利用する旨、本学に通学登録の手続きを行った学生を対象に、「通学定期乗車券購入証（以下「購入証」という）」を発行してきました。

この購入証を廃止し、次のとおり、新たに「通学証明書」を発行することとします。

「通学証明書」発行開始日： 2019年1月8日（火）

「通学証明書」発行場所： 学務課 証明書自動発行機（センターホール1階）  
福知山キャンパス事務室（A棟1階）

なお、既に発行済の「購入証」は、2019年3月31日まで使用できますが、2019年1月8日以降は、「購入証」の査証(有効期間の延長)手続きは行いません。また、新たな「購入証」の発行・再発行も行いません。「通学証明書」を用いて通学定期券を購入してください。

「通学証明書」の使用については、次頁の注意事項を確認願います。

(参考)

	購入証【変更前】		通学証明書【変更後】
発行場所	学生サービス課学生生活係 福知山キャンパス事務室	⇒	証明書自動発行機(学務課) 福知山キャンパス事務室
発行方法	窓口 <b>申込後</b> 、 <b>2~3業務日</b> で発行	⇒	<b>即日発行</b> (自動発行)
有効期限	入学又は査証手続から <b>最大1年間</b> (査証手続により延長)	⇒	発行から <b>1か月間</b>
定期券購入窓口での対応	学生証と共に <b>提示</b> する。 (有効期限まで繰返し利用可能)	⇒	学生証を提示し、 <b>提出</b> する。 (原則1回使いきり)
住所記載方法	発行時にボールペンで記入し、 大学職員が査証。	⇒	本学に登録済の現住所が印刷 されます。(現住所の登録変更につ いては、次頁4.を参照)
その他	現在発行済の購入証は、有効期限 経過後、使用不可。		通学定期券の期間に対応した証 明書(1か月用・3か月用・6か月 用)を発行願います。

## 通学証明書について（使用上の注意）

### 1. 通学登録について

通学証明書は、通学登録を基に発行されます。通学方法を変更する（通学に徒歩・自転車・バイク等を利用する学生が、新たに公共交通機関等を利用する等）場合は、別途、学生サービス課学生生活係で通学登録の変更手続き（学籍データ・通学登録変更票の提出）をしてください。

### 2. 使用目的

本学学生が通学を目的として、公共交通機関等の通学定期券を購入する場合のみ、割引制度を利用することができます。通学以外の目的（課外活動や通勤・アルバイトなど）で、割引制度を利用することはできません。

### 3. 使用方法

通学定期券を購入する区間ごとに通学証明書を1部発行し、公共交通機関等の通学定期券購入窓口に学生証を添えて提出してください。

使用に際しては、記載内容をよく確認し、各自で「通学区間」欄・「※通学定期乗車券の使用開始日」欄を記入のうえ、キリトリ線から切り離してください。

なお、通学定期券の購入は、現住所の最寄り駅（バス停）から大学（通学キャンパス）の最寄り駅（バス停）までの合理的な区間に限ります。

### 4. 現住所の変更について

「通学者の居住地」欄に記載されている住所を変更する場合は、学生サービス課学生生活係または学務課学務調査係に学籍データ・通学登録変更票を提出してください。

なお、変更後の新しい住所が反映された通学証明書が発行できるまでに、学籍データ・通学登録変更票を提出してから5業務日程度を要する場合があります。

### 5. 不正使用の禁止について

「通学区間」欄を偽って通学定期券を購入したり、通学以外の目的（課外活動、通勤・アルバイトなど）で通学定期券を購入したりすることは不正行為となります。不正使用はいかなる場合であっても許されません。

もし、不正使用が発覚した場合は、他の本学学生に対する通学定期券の販売が制限される場合がありますので、絶対に不正使用はしないでください。

#### 【本件問合せ先(担当)】

学生サービス課学生生活係

TEL : 075-724-7144, 075-724-7147

E-mail : stu\_seikatu@jim.kit.ac.jp